

65歳以上の方などを対象に 帯状疱疹ワクチンの 定期接種を実施しています。



定期接種の対象・接種費用(自己負担額)・接種方法

〈対象者〉 定期接種の対象は以下の方です。

対象者は年度によって異なるため、接種の機会を逃さないようご注意ください。

- ①令和8年度内に65歳を迎える方：昭和36年4月2日生～昭和37年4月1日生
- ②60～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり、日常生活がほとんど不可能な方
- ③令和7年度から5年間の経過措置として、その年度に70、75、80、85、90、95、100歳になる方

【令和8年度対象者】

- ・70歳：昭和31年4月2日～昭和32年4月1日生
- ・75歳：昭和26年4月2日～昭和27年4月1日生
- ・80歳：昭和21年4月2日～昭和22年4月1日生
- ・85歳：昭和16年4月2日～昭和17年4月1日生
- ・90歳：昭和11年4月2日～昭和12年4月1日生
- ・95歳：昭和6年4月2日～昭和7年4月1日生
- ・100歳：大正15年4月2日～昭和2年4月1日生

〈接種費用〉 予防接種に係る費用の一部を助成します。自己負担額は次のとおりです。

- ①生ワクチン 4,950円×1回
- ②組換えワクチン 18,150円×2回

※生活保護世帯の方は無料です。

〈接種方法〉

- 対象者には、4月以降案内を送付します。案内が届きましたら、希望する医療機関へ予約をしてください。
- 市外の医療機関（名立診療所ひらはら内科クリニック、あさひ総合病院を除く）で接種を希望する場合は、事前に担当課へご連絡ください。

帯状疱疹は、痛みを伴う皮膚の病気です

- 帯状疱疹は、水痘帯状疱疹ウイルスが再活性化することにより、神経に沿って、痛みを伴う水疱（水ぶくれ）が現れる皮膚の病気です。
- 合併症の一つに、皮膚の症状が治った後にも痛みが残ることがあり、日常生活に支障をきたすこともあります。





带状疱疹ワクチンは2種類あります

◎ワクチンの特徴

- 带状疱疹ワクチンには2種類あり、接種方法や、効果とその持続期間、副反応などの特徴が異なりますが、いずれのワクチンも、带状疱疹やその合併症に対する予防効果が認められています。

| | 生ワクチン(阪大微研) | 組換えワクチン(GSK社) |
|---------|----------------------------------|-------------------|
| 接種方法 | 皮下に接種 | 筋肉内に接種 |
| 接種回数と間隔 | 1回 | 2回(2か月以上の間隔をあける)※ |
| 接種条件 | 病気や治療によって、 免疫の低下している方は接種できません | 免疫の状態に関わらず接種可能 |

(※) 病気や治療により、免疫の機能が低下したまたは低下する可能性がある方等は、医師が早期の接種が必要と判断した場合、接種間隔を1か月まで短縮できます。

◎带状疱疹に対するワクチンの予防効果

| | 生ワクチン(阪大微研) | 組換えワクチン(GSK社) |
|----------|-------------|---------------|
| 接種後1年時点 | 6割程度 | 9割以上 |
| 接種後5年時点 | 4割程度 | 9割程度 |
| 接種後10年時点 | — | 7割程度 |

注 带状疱疹後神経痛に対するワクチンの効果は、接種後3年時点で、生ワクチンは6割程度、組換えワクチンは9割以上と報告されています。

◎ワクチンの安全性

- ワクチンを接種後に以下のような副反応がみられることがあります。
- 頻度は不明ですが、生ワクチンについては、アナフィラキシー、血小板減少性紫斑病、無菌性髄膜炎が、組換えワクチンについては、ショック、アナフィラキシーがみられることがあります。

| 主な副反応の発現割合 | 生ワクチン(阪大微研) | 組換えワクチン(GSK社) |
|------------|-----------------------|-------------------|
| 70%以上 | — | 疼痛※ |
| 30%以上 | 発赤※ | 発赤※、筋肉痛、疲労 |
| 10%以上 | そう痒感※、熱感※、腫脹※、疼痛※、硬結※ | 頭痛、腫脹※、悪寒、発熱、胃腸症状 |
| 1%以上 | 発疹、倦怠感 | そう痒感※、倦怠感、その他の疼痛 |

(※) ワクチンを接種した部位の症状 各社の添付文書より厚生労働省にて作成

◎他のワクチンとの同時接種について

- 带状疱疹ワクチンは、医師が特に必要と認めた場合に、インフルエンザワクチンや新型コロナワクチン等と同時接種が可能です。
- 生ワクチンについては、他の生ワクチンとは27日以上の間隔を置いて接種してください。



予防接種健康被害救済制度があります

予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が起こることがあります。極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすことはできないことから、救済制度が設けられています。

制度の利用を申し込むときは、予防接種を受けたときに住民票を登録していた市町村にご相談ください。

带状疱疹ワクチンについてもっと詳しく知りたい方はこちら

厚生労働省ホームページ



市ホームページはこちら



【問合先】 糸魚川市 健康増進課保健係

TEL025-552-1511(代)